

都市計画法（開発許可以外）のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	37条	41条	45条	摘 要	チ ェ ッ ク
1	開発区域内における建築制限等の解除承認申請書 (様式26)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、受付時に記入すること。 ・開発区域に含まれる地域の名称は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は別紙に記入すること。) ・面積は、小数第2位まで記入すること。 ・正2部(内一部は押印のコピー可)、副1部を提出すること。なお、副については、押印しないこと。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	建築物特例許可申請書 (様式41)	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、受付時に記入すること。 ・開発区域に含まれる地域の名称は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は別紙に記入すること。) ・正、副各1部提出すること。 ・申請時、審査手数料を市発行の納付書で納付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	地位承継承認申請書 (様式31)			○	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、受付時に記入すること。 ・朱印のものを添付すること(被承継者のみの押印で可)。 ・あて先を「大津市長 市長名」と記入すること。 ・開発区域及び関連区域に含まれる地域の名称は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は別紙に記入すること。) ・面積は、開発区域及び関連区域それぞれを小数第2位まで記入すること。 ・承認年月日は、銀行の同意日以降とし添付すべき図書が揃った日かつ許可日以降とされたい。 ・正、副各1部提出すること。 ・受付時、審査手数料を市発行の納付書で納付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	位置図 縮尺:1/2500程度	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の地図を用いること。(最近の開発事業も反映すること) ・方位、縮尺を表示すること。 ・区域界を明確に表示すること。(開発区域(赤線)、関連区域(緑線)で表記して下さい。) ・開発区域内を着色(黄)すること。尚、区域内の現況線は削除すること。 ・区画割を反映すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	委任状	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日付を記入し、朱印のものを添付すること。 ・様式は任意(なるべく、工事完了届の提出までの委任内容とすること。) ・委任を受ける方の住所、氏名、連絡先を記入すること。 ・各々の業務の委任となっていること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	申請理由書	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者から市長あての文書とし、申請理由、内容を明記すること。 ・申請者の住所、氏名を記入すること。 ・市街化調整区域の事前に添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	誓約書 (様式43)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・朱印のものを添付すること。 ・日付を記入すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	誓約書 (様式5)	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・朱印のものを添付すること。 ・日付を記入すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	許可通知書	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可通知書の写しを添付すること。(割り印のある許可条件、別紙等を添付)。 	<input type="checkbox"/>
9	設計説明書 (様式10) (様式10-1)	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容は、開発許可のチェックリストを参照。 	<input type="checkbox"/>
10	計画概要書	—	—	△	<ul style="list-style-type: none"> ・A=5,000㎡以上の場合に添付すること。 	<input type="checkbox"/>
11	新・従前 公共施設一覧表 (様式11)	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容は、開発許可のチェックリストを参照。 	<input type="checkbox"/>
12	開発協定書	—	—	△	<ul style="list-style-type: none"> ・協定を締結した場合、開発協定書の写しを添付すること。 	<input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可以外）のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	37条	41条	45条	摘 要	チ ェ ッ ク
13	資金計画書 (様式12) (様式12-1)	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業者分とすること。 ・記載内容は、開発許可のチェックリストを参照。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14	融資確認書/ 預貯金残高証明	-	-	○		
15	申請者の資力信用 調書(様式14)	-	-	○		
16	法人税/ 所得税納税証明書	-	-	○		
17	法人登記簿謄本/ 住民票	-	-	○		
18	事業経歴書	-	-	○		
19	各課協議事項協議書 (様式4)	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・各課協議事項協議書の写しを添付すること。 ・協議書添付図書が重複する場合は、1部でも可。 ・本申請書に別途添付されるものは、添付不要とする。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	各課協議事項協議書 添付図書	-	○	-		
21	関係法令許可書	-	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・同時許可以外は、関係法令許可書の写しを添付すること。 ・同時許可となるものは、許可申請書の写しを添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
22	公図	-	-	△		
23	全部事項証明書 (土地及び建物)	-	-	△	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局発行印のあるものを添付すること。 ・最新のもの(発行日から3カ月以内)とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
24	開発区域内権利者 一覧表(様式16)	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容は、開発許可のチェックリストを参照。 	<input type="checkbox"/>
25	開発行為施行同意書 (様式17)	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業者分とすること。 ・記載内容は、開発許可のチェックリストを参照。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
26	事前周知結果報告書 (様式2)	-	-	○		
27	水理計算書	-	△	-	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市開発許可制度に関する基準第8章I 5 雨水排水施設に従い、区域内の水理計算を行うこと。 	<input type="checkbox"/>
28	建築物等安定計算書 /カタログ	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・解除対象建築物等に係るもの。 ・建築確認が得られたもの。(証の写しを添付のこと) ・二次製品は、カタログの写しを添付し、該当箇所着色表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
29	土量計算書	○	-	-		
30	工程表	○	△	-	<ul style="list-style-type: none"> ・工期は、申請書と整合させること。 ・作成者氏名を記入すること。 ・様式は、バーチャートとすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
31	現況写真	○	○	-		
32	チェックリスト	○	○	○		
33	その他	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・分かり易くするため、中表紙等を用い図書名毎にインデックスを付けること。 ・図書はファイル等に綴ること。 ・その他必要と思われる資料の提出を求められることがある。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注1 表中、「37条」 は、都市計画法第37条の規定による、開発区域内の土地における建築制限等の解除の承認申請

「41条」 は、都市計画法第41条第2項の規定による、建築物特例許可申請書

「45条」 は、都市計画法第45条の規定による、地位承継承認許可申請

注2 表中、○印は、必要 - 印は、不要 △印は、場合によっては、必要

都市計画法（開発許可以外）のチェックリスト（図面）

番号	図 書 名	37条	41条	45条	摘 要	チ ェ ッ ク
全体		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・図面は、図面袋に入れること。 ・図面名、図番を書いた一覧表を図面袋に貼り付けること。 	<input type="checkbox"/>
	各図面共通事項	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺を表示すること。 ・区域界を明確に表示すること。（開発区域（赤線）、関連区域（緑線）で表記して下さい。） ・図面名、図番、作成日、作成者等を記入すること。 ・各種平面図において、現況道路名、有効道路幅員、河川名等を表示すること。 ・できるだけTP表示で作図すること。 	<input type="checkbox"/>
1	現況平面図 縮尺:1/250 程度	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・排出先構造物、取水・排水を図化すること。 ・区域内外の現況高を示すこと。 ・区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。 ・隣接地は、地番、所有者を表示すること。 ・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。 ・地番界が分り難い場合は補助線で表示すること。 ・官民境界確定日、番号を表示すること。（確定していれば表示すること。） ・公図に合わせて、法定外道路（赤）・法定外水路（青）を着色すること 	<input type="checkbox"/>
2 1	土地利用計画平面図 （戸建住宅） 縮尺:1/250 程度	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内は現況線を消去すること。 ・用途界、都市計画施設がある場合は表示すること。 ・施設区分別に記号、面積、FH、幅員等表示すること。 ・施設区分別に凡例を設けて着色すること。 ・隅切り寸法を表示すること。 ・土地利用計画表（公共施設の範囲を明示）を表示すること。（宅地は、平均、最小の各面積を表示し、公園面積は、基準値を併記すること。宅地以外に私有地を計画される場合は、管理者を表示すること） ・宅地に専用通路（階段を含む）がある場合、幅員、延長を表示すること。 ・宅地面積、有効道路幅員、公園面積等を確認すること。 ・法37条は、解除対象物を着色明示すること。 	<input type="checkbox"/>
2 2	土地利用計画平面図 （共同住宅、店舗等） 縮尺:1/250 程度	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内は現況線を消去すること。 ・用途界、都市計画施設の明示を受けること。 ・施設区分別に記号、面積、FH、幅員等表示すること。 ・施設区分別に凡例を設けて着色すること。 ・宅地に専用通路（階段を含む）がある場合、幅員、延長を表示すること。 ・道路からの乗入口と幅員を表示すること。 ・駐車場寸法(2.5×5.0m以上、3.5×5.0m以上車いす使用)、台数、車路幅を表示すること。 ・駐輪場寸法、台数を表示すること。 ・土地利用計画表（公共施設の範囲を明示）を表示すること。（公園面積、緑地面積については基準値を併記すること。） ・建築物概要を表示（面積、戸数、階数等）すること。 ・法37条は、解除対象物を着色明示すること。 	<input type="checkbox"/>
3	造成計画平面図 縮尺:1/250 程度	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計画線と現況線を重ねること。 ・凡例を設けて法面、構造物別に着色すること。 ・盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。（区域外含む。） ・雨水排水計画と兼ねてもよい。 ・構造物タイプ、H（見え高）、延長を表示すること。尚、Hの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分り易く表示すること。 ・各宅地のFHを表示すること。 	<input type="checkbox"/>
						【次頁へ続く】

都市計画法（開発許可以外）のチェックリスト（図面）

番号	図 書 名	37条	41条	45条	摘 要	チ ェ ッ ク
3	造成計画平面図 縮尺:1/250程度	○	○	－	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のFH、延長、勾配を表示すること。 ・法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ・断面線を表示すること。 ・道路法、河川法の工事範囲等を色別し表示すること。又許可番号、許可日を記入すること。（事前は工事範囲のみ表示すること。） ・法37条は、解除対象物と掘削影響範囲をそれぞれ別色で着色明示すること。 ・予定建築物を破線で記入すること。（戸建住宅は不要） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4 の 1	排水計画平面図 縮尺:1/250程度 （雨水）	△	△	－	<ul style="list-style-type: none"> ・凡例を設け排水施設毎に着色すること。 ・構造物タイプ、勾配、延長を表示すること。 ・流向、流末流量を表示すること。 ・宅地の排水方向を（→）で記入すること。 ・建築時施工の場合は、その旨表示し、仮排水工で対応すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4 の 2	排水計画平面図 縮尺:1/250程度 （汚水）	－	△	－	<ul style="list-style-type: none"> ・凡例を設け排水施設毎に着色すること。 ・構造物タイプ、勾配、延長を表示すること。 ・汚水桝は各宅地まで引き込むこと。 ・接続先本管(口径、流向)まで表示すること。 ・汚水排水の平面については、開発区域内・外を表示する。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	給水（ガス）計画平面図 縮尺:1/250～1/500	－	△	－	<ul style="list-style-type: none"> ・管径を表示すること。（既設、新設共表示） ・施設は、各宅地まで引き込むこと。 ・凡例を設け施設毎に着色すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	造成計画断面図 （縦・横断） 縮尺:1/100程度	△	－	－	<ul style="list-style-type: none"> ・計画線と現況線を重ねること。 ・開発区域（赤線）、関連区域（緑線）を表示すること。 ・盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。（区域外含む） ・宅地番号及び宅地のFHを表示すること。 ・開発区域内及び外で原地盤の高さを表示すること。（FHとGHは対できること。） ・開発区域外の隣接高さを表示すること。 ・道路の中心高さを表示すること。 ・法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ・土留構造物の寸法（全高、見え高、根入れ）を表示すること。尚、留構造物の前面地盤ががけや法面等の場合は、根入れ高の取り方に注すること。 ・既存物は、現況見え高を表示し既存構造物である旨を記入すること。 ・宅地の排水方向を（→）で記入すること。 ・琵琶湖周辺の場合、TP+84.371+1.5mラインの表示をすること。 ・予定建築物を破線で記入すること。 ・関連区域の整備内容も表示すること。 ・法37条は、解除対象物と掘削影響範囲をそれぞれ別色で着色明示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	構造図 縮尺:1/50以下	○	－	－	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする構造物を表示すること。 ・コンクリート強度、基礎材規格値を表示すること。 ・擁壁構造物については、裏込め、水抜き等構造を技術基準に従い、表示すること。 ・根入れ、見え高、全高、擁壁天端高、前面地盤高及び目地位置等が確認できるよう、擁壁展開図を作成すること。尚、隅角補強部から目地（または擁壁端部）までの延長を基準値以上確保すること。 ・各構造物の仕様や設計条件等、必要事項についても記入すること。 ・国土交通省標準図集写しを使用する場合は条件等、必要事項も記入すること。 ・排水構造物について側溝グレーチング（T-25）1枚/10m程度設置すること。 ・法37条は、解除対象物と掘削影響範囲をそれぞれ別色で着色明示すること。 ・他法令用の図は、対象法令を明記すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可以外）のチェックリスト（図面）

番号	図 書 名	37条	41条	45条	摘 要	チ ェ ッ ク
8	求積図	○	－	－	・縮尺を表示すること。 ・解除対象申請地を着色明示すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	チェックリスト	○	○	○	・チェックリストに記載のある必要事項を確認及びチェックし添付すること。	<input type="checkbox"/>
10	その他	○	○	○	・予定建築物がある場合は、建物計画図（配置図、各階平面図、立面図）を添付のうえ、土地利用計画図に整合した内容とすること。 ・法37条は、解除対象物と掘削影響範囲をそれぞれ別色で着色明示すること。 ・予定建築物を破線で記入すること。（戸建住宅は不要）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注1 表中、「37条」は、都市計画法第37条の規定による、開発区域内の土地における建築制限等の解除の承認申請

「41条」は、都市計画法第41条第2項の規定による、建築物特例許可申請書

「45条」は、都市計画法第45条の規定による、地位承継承認許可申請

注2 表中、○印は、必要 ー印は、不要 △印は、場合によっては、必要